

高知県こども計画（案）パブリックコメントへの意見対応

- 1 意見公募期間 令和7年1月10日（金）から令和7年2月10日（月）まで
 2 意見の数 22件（2団体及び個人5名）
 3 意見の内容と県の対応 下表を参照

①意見を踏まえ計画を修正：1件 ②計画に既に盛り込んでいる：4件 ③意見を踏まえて取り組む（他の計画で取り組んでいるもの、または取り組むものを含む）：12件 ④その他：5件

	ご意見	項目	担当課からのご回答	対応
1	<p>子どものいる場所（特に家庭内など、また利用施設や屋外でも）での喫煙・タバコ（受動喫煙）は止めるべき、との周知徹底と施策・規制がより一層必要です。</p> <p>（1）子ども（胎児を含め）のいる場所や傍での喫煙（加熱式タバコを含め）は、成長過程にある子どもの心身の健康を傷つけ・蝕み、成人後にも及ぶ多大の影響を与えています（既に多くのエビデンスの集積がある）。</p> <p>（2）子どもたち（の多く）はそれらの害に思い及ばず、自らの意思で避けることができ難いです。子どもの半数前後の家庭で、同居家族に喫煙者があり、その多くは直接子どもへの受動喫煙を避けるようには配慮しているのかもしれませんが、家庭内の受動喫煙は避けたいですし、外で吸ったとしても、家に戻れば呼出煙が出て、害を及ぼします。</p>	<p>1 ライフステージを通じた横断的な支援 (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供</p>	<p>受動喫煙対策については、高知県健康増進計画に位置づけ以下のとおり全世界に向けた対策に取り組んでいます。今後も健康増進計画に基づき、取り組みを継続してまいります。</p> <p>○妊娠期 市町村と連携し、母子健康手帳交付時や乳幼児健診の機会を利用して、喫煙者への保健指導や妊産婦・乳幼児への受動喫煙防止に取り組んでいます。</p> <p>○乳幼児期 赤ちゃん会において、生後6カ月～1歳6カ月の子どもをもつ保護者を対象に禁煙相談、受動喫煙相談を実施しています。</p> <p>○学童期 県内の全ての小・中・高等学校に対し、それぞれの学齢にあわせた内容の健康教育副読本を作成し、配付しています。学校では、副読本を活用して、喫煙に対する正しい知識、危険性のほか、受動喫煙が及ぼす害などの普及啓発に活用しています。</p> <p>○青年期以降 マスメディアを活用して、禁煙外来への受診勧奨を行っています。また、医療従事者や市町村の保健指導担当者等に対し、効果的な保健指導ができることを目的とした人材育成のための研修会を行っています。</p>	③
2	<p>都道府県や市の受動喫煙防止条例では以下のような規定を設けている例がいくつかありますが、まだ少数のようで、貴計画でも同様の趣旨を盛り込み、また別途同様の条例制定で、子どもたちの健康を受動喫煙の危害から守るようお願いいたします。</p> <p>（例：兵庫県受動喫煙防止条例 第19条 何人も、20歳未満の者及び妊婦と同居する住宅の居室内、これらの者と同乗する自動車の車内その他これらの者に受動喫煙を生じさせる場所として規則で定める場所においては、喫煙をしてはならない。 第10条 喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせてはならない。 ・入口に表示義務：喫煙区域への20歳未満の者及び妊婦の立ち入り禁止されている旨の掲示の義務付け 第14条 20歳未満の者及び妊婦は、喫煙区域に立ち入ってはならない。 第20条 妊婦は、喫煙をしてはならない。）</p>	<p>1 ライフステージを通じた横断的な支援 (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供</p>	<p>健康増進法において、地方公共団体の責務として、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めることが定められています。健康増進法や健康増進計画に基づき、受動喫煙対策に引き続き取り組んでまいります。</p>	③

	ご意見	項目	担当課からのご回答	対応
3	<p>県・県内自治体・医師会・市民団体なども連携し、次年度以降、健康日本21の健康寿命をのばすなども含め、世界禁煙デーのイベントにリンクさせた自主的な取り組みとしてご検討いただいては。</p> <p>※このライトアップは点灯施設側の経費負担の協力が必須ですが、他の経費は特段にはかかりません http://www.jstc.or.jp/uploads/uploads/files/journal/gakkaisi_240820_66.pdf ※子どもや妊婦の受動喫煙防止の啓発方法として2024/5/31の世界禁煙デー・禁煙週間などで、イエロー・グリーンのライトアップ（公共的なタワーや役所、公共施設、保健医療機関、城などを含め）による「受動喫煙防止の徹底化」を全国各地で広げる啓発が医師会や自治体で行われました。 http://www.jstc.or.jp/modules/activity/index.php?content_id=26</p>	<p>1 ライフステージを通した横断的な支援 (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供</p>	<p>禁煙週間の意義や望まない受動喫煙の防止啓発のため、医師会と連携し、世界禁煙デー、禁煙週間に合わせて高知城のライトアップを行っています。来年度以降も取り組みを継続してまいります。</p>	③
4	<p>子どもの家族の喫煙者の禁煙をサポートするための「禁煙外来治療費助成」(2/3助成)の予算化を、県と市町村でご検討をいただけてはどうか。</p> <p>https://notobacco.jp/pslaw/chiryohijosei.html ※東京都では、受動喫煙防止条例制定にあわせ、区市町村が実施する場合には、その区市町村の実施費用の半額を助成しています。 ※禁煙治療薬のチャンピックス（バレニクリン）の出荷停止が続いていますが、2025年半ばまでには出荷が再開される予定とのことです。</p>	<p>1 ライフステージを通した横断的な支援 (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供</p>	<p>喫煙をやめたい人がやめることができる環境づくりを推進するため、喫煙に関する正しい知識と理解を持ち、喫煙者に対して禁煙のきっかけづくりや情報提供等、専門的な知識に基づく助言・支援を行うことができる人材（とさ禁煙サポーター）の養成に取り組んでいます。当該サポーターに対し、県では定期的に研修会を実施し、サポーターが常に新しい知識をもち、禁煙希望者をサポートできる体制づくりに努めています。禁煙外来治療費助成の予算化には財源も必要であることから、まずはとさ禁煙サポーターの養成により禁煙をサポートします。</p>	③
5	<p>私は14年間、仕事では学生や若年者の就労支援に携わり、家庭では離婚を経験し、ひとり親になり、子の不登校や引きこもりに悩んできました。その中で、棧橋の教育研究所は中学校で支援終了、児相には家族内で話し合うよう言われ、病院や精神保健福祉センター、サポステ、やいろ鳥の会など様々なところへ相談に参り今に至ります。高知市内のアクセスの良いところに、高知新卒応援ハローワーク、ジョブカフェうち、サポステ、女性しごと応援室等のサービスをワンストップで受けられる一体的な施設があればと考えます。まず支援する側が、物理的な距離を縮め、お互いの仕事を理解し連携を強化することが、総合的な支援に繋がるのではないかと思います。</p>	<p>2. ライフステージに応じた支援 (2) 学童期・思春期 20) 不登校のこどもへの支援体制の整備・強化、25) 高等学校中途退学後の支援 (3) 青年期 6) 新規学卒就職者等への支援、 7) 若者への就職支援 3 子育て当事者への支援 2) ひとり親家庭に対する相談支援の強化</p>	<p>【ジョブカフェうち等に関して】 支援する側の相互理解と連携強化が総合的な支援に繋がることのご意見につきましては、まさにその通りだと考えております。物理的な距離に関しましては、物件や予算の課題もあり直ちに一体化することは難しい部分もございますが、運用面では、これまでも関係施設との相互連携を図ってまいりました。今後は、運用面での連携をさらに深化させつつ、施設面での課題についても情報収集などできることから対応してまいります。 ご意見ありがとうございました。</p> <p>【若者サポートステーションに関して】 サテライト2箇所を含む県内5箇所の若者サポートステーションにおいて、進路や就職に支援を必要とする若者などを対象として支援を行っています。自立に向けた支援は、対象者の状況や希望に応じてハローワークや福祉事務所などの関係機関や学校と連携して行う必要があることから、県内6地区で連絡会・学校担当者会を実施し、情報の共有を図っています。</p> <p>【ひとり親家庭センターに関して】 ご意見のとおり、各機関が連携し相談支援を行うことが重要です。 「ひとり親家庭支援センター」では、ひとり親家庭等の総合的な相談窓口として、仕事や子育てなど様々な相談に応じています。相談内容に応じて、高知家の女性しごと応援室やハローワークなど適切な関係機関につなぐことも行っています。引き続き、関係機関と連携し、一人一人に寄り添った支援に取り組んでまいります。</p> <p>【高知家の女性しごと応援室に関して】 高知家の女性しごと応援室では、求職者に寄り添った丁寧なキャリアコンサルティングやマッチング支援を行うほか、臨床心理士による求職者に対する心理的サポートも行っていきます。また、育児等による就職のプランを抱える求職者の不安を払拭し、ミスマッチのない就職を促進することを目的とした職場体験を令和6年度から実施しています。 関係機関との物理的な距離があることにより、県民の皆様にはご不便をおかけするところですが、情報共有や連携を密にし、効果的な支援を行っていきけるよう努めてまいります。</p>	③

	ご意見	項目	担当課からのご回答	対応
6	産後ケア事業について、子どもの通っている保育施設など、幅広い事業者で利用できる体制を整えてほしい。	2. ライフステージに応じた支援 (1) こどもの誕生前から幼児期まで 3) 産前産後の支援の充実と体制強化	産後ケア事業の実施主体は、市町村であり、市町村から受託を受けた事業者が実施しています。産後1年未満の母子が安全で安心して子育てができるよう、産後ケア事業の国のガイドラインに基づいて事業を実施することを妨げるものごさいませんので、ガイドラインを遵守した事業者が拡大することは重要だと認識しています。	③
7	「10) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の普及啓発・相談体制の整備等」とはどのような教育を想定しているのでしょうか？ 性教育を行うこと自体には賛成ですが、「性別はグラデーション」「好きな性別になれる」という男女の体を無視するような教育は思春期の揺れ動きやすい子ども達に相応しいものとは思えません。反対です。文科省の推進している「生命の安全教育」を逸脱せずに、子ども達が自らの心と体を守ること、相手を尊重することを教えて下さい。 女子生徒を男子生徒として扱ったり、男子生徒を女子生徒として扱ったりするようなことは辞めて下さい。よろしく願いいたします。	1. ライフステージを通じた横断的な支援 (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり 10) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の普及啓発・相談体制の整備等	学校における性に関する指導は、「人格の完成」、「健康の自己管理能力の育成」、「現代的課題への対応」を目指しています。 学校教育全体で取り組んでいる人間関係についての理解やコミュニケーション能力を育成することなどの基礎の上に、科学的知識を中心とした性に関する指導を行っていくことが、自他の心身を大切にできる心や態度を育むことにつながります。 性の多様性についても、科学的に正しい知識を身につけることや人権尊重の精神に基づき、誰もが生きやすい社会のあり方を考えることができるように指導を進めているところです。 また、県では、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、多様性が尊重される社会の実現に向けて、性的マイノリティの方の置かれている現状や人権尊重の視点での取り組みなど、性の多様性について理解を深めるための教育や啓発、広報に取り組んでいます。	③
8	①子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備の【現状と課題】「○スマートフォン契約時のフィルタリングが義務化されているにもかかわらず、保護者世代のフィルタリングに対する理解が浅いことが課題です。」の記載に関して。 スマートフォン契約時のフィルタリングの義務化について、義務を負うのは携帯電話事業者側であり、保護者側ではない。 総務省のウェブサイトによれば 「携帯電話事業者は、携帯電話インターネット接続サービスの使用者が青少年である場合には、原則としてフィルタリングサービスを提供する義務が課せられています。」 「保護者の方は、青少年のお子さまのために携帯電話の契約を行う際には、使用者が青少年である旨をお申し出いただく必要があります。」とされている。 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/filtering.html 現行案では「義務化」されている対象について触れておらず、保護者側に義務があると誤認しかねない。 より具体的に、あくまでも義務化されているのは「保護者」ではなく「携帯電話事業者」であることを記載するべきである。	1. ライフステージを通じた横断的な支援 (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり 2) 子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」では、携帯電話事業者は、スマートフォン等の使用者が青少年である場合は、契約時にフィルタリングサービスの提供を行う義務があるとされていますが、その青少年の保護者が、フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでないとしています。 全国では、SNSに起因する被害等に遭った被害児童のうち約9割がフィルタリングを利用していなかったことから、保護者方に、フィルタリングの効果を正しく理解していただき、青少年が使用するスマートフォン等にはフィルタリングを利用していただきたいと思います。	③

	ご意見	項目	担当課からのご回答	対応
9	<p>「女子枠」の実施について、特定の性別に対して同点時優先や加点の枠を超えた割当制（クォータ）を実施することは、国際的には違法な性差別と見なされているため、ジェンダー平等の観点から実施するべきではありません。強く抗議します。</p> <p>米国においては1972年から、欧州においては2006年から、性別を理由とした大学入学選抜への特別枠の設置は、違法であるとされています。法律上は実施が可能なかもしれませんが、男子生徒の権利を著しく侵害する女子枠は、施策として大きな問題があります。</p> <p>「大学のあるべき姿を常に追求し、世界一流の大学を目指す」という、グローバルへの挑戦を続ける高知工科大学だからこそ、国際的な人権基準に従い、女子枠の導入に慎重であるべきです。枠ではなく「同点時に優先する」などの、より包括的かつ持続可能な施策への転換を求めます。</p> <p>【参考文献】 ・日本の女子枠に対して性差別の懸念を示した学術論文 Kunitake, Yuto, Affirmative Action in Japan's Higher Education: Who is the Target of 'Diversity'. http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.5015380 ・オランダで「女子枠」が違法な差別として禁止へ Dutch universities blocked from using gender quotas in admissions https://www.timeshighereducation.com/news/dutch-universities-blocked-using-gender-quotas-admissions ・米国で女性限定プログラムが性差別として連邦教育省公民権局から調査を受けて廃止 https://www.usatoday.com/story/opinion/2019/02/12/colleges-universities-discriminate-men-title-ix-complaints-toxic-masculinity-column/2831834002/ ・米国における女子枠の差別性、違法性を解説している日本語の研究報告 國武悠人「STEM分野における性別を限定した教育プログラムの国際動向：米国事例の予備的調査」情報処理学会研究報告 https://ipsj.ixsq.nii.ac.jp/records/241563</p>	<p>1. ライフステージを通じた横断的な支援 (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり</p> <p>11) 理工系分野に進学する女子学生への修学支援の取組</p>	<p>「女子枠」は、大学における学部（学群）の入学者の多様性を確保する観点から、高知工科大学のデータ&イノベーション学群において令和6年度入試から実施されています。選考に当たっては、大学教育を受けるために必要な知識・技能・思考力等を適切に評価して実施されております。</p> <p>理工系分野における女性の比率が向上することは、文理選択における構造的な問題やジェンダーバランスの是正につながり、ひいては誰もが性別に関わらず自身の興味・関心ある分野を追求し、多様な選択をすることができる社会を形成することにつながると考えます。</p>	④

	ご意見	項目	担当課からのご回答	対応
10	<p>「少子化対策」を計画の目的として掲げられていますが、現在こども家庭庁が主管する各種の支援事業には出生率改善と相関する事業は存在しない（下記参議院質問主意書より）ことから、EBPMの観点からは、県として、各種施策と出生率改善とを独自に結びつけるために、地域の事情に沿って十分にその効果とコストを考慮し、その結果を市民に開示されてはいかがでしょうか？</p> <p>参考：第213回参議院質問主意書、27番および77番 https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/213/meisai/m213027.htm https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/213/meisai/m213077.htm</p>	1. 計画策定の背景	<p>少子化対策の調査については、本県では毎年「県民意識調査」を実施し、効果測定等を行い、県民に開示するとともに、EBPMの観点からも各種施策に活用しているところです。例えば、R5の調査では、独身者のおよそ半数が「これまでの交友関係から自力で見つける」といった自然な出会いを求め、また「出会いを直接の目的としない交流機会」を求める声が53.0%もあることが分かりました。こうしたことを踏まえて、結婚などを意識しない交流機会を提供する必要があることを政策の方向性として定めて、社会人の交流を促す事業を組み立て、R5年度から実施をしています。</p> <p>また、ご意見のとおり地域の実情や環境、ニーズを踏まえて、費用対効果についても意識しながら施策を検討し、取組を進めてまいります。</p>	③
11	<p>「高知県こども計画」の審議、進捗管理、評価、見直しについて、「各年度ごとにホームページ等で市民に公開する」と記載されてはいかがでしょうか？</p> <p>本計画に関する様々な施策、事業に関して、自治体において年度ごとに事業評価がなされ確実に市民に公開されることを望みます。社会保障費の暴騰が続き、国民負担率も上がるなか、必要な事業を無理せずともしっかりと守るためには市民にその必要性が示され続けねばなりません。</p>	6. 評価・見直し	<p>「高知県こども計画」は、国の「こども大綱」や「こどもまんなか実行計画」をベースに策定していますが、これら国の計画等においては、審議・進捗管理等を一括して行う会議体等の記載はなく、本県の計画もそれに準拠しているところです。</p> <p>令和7年度以降には継続的に「高知県こども計画」の進捗管理や評価、見直しを行う審議を行うこととしておりますので、会議の開催後には県ホームページで随時資料や審議結果等を公表してまいります。</p>	②
12	<p>「当事者ニーズに沿った」を「当事者ニーズに配慮した」と変えては如何でしょうか？</p> <p>本計画は広範な内容を含みますが、それぞれの内容において「当事者」が必ずしも単一のニーズを有するとは限らず、当事者間でのニーズの相反が起きることも想定されることから、すべての当事者のニーズに沿うことが現実的な施策として想定しがたいからです。また、今後の高齢社会の進展に伴う社会保障費・要員の暴騰を鑑みれば、現実的にリソースが不足して「当事者ニーズに沿う」ことが不可能となる局面も想定されます。</p>	7. 施策の推進体制	<p>さまざまな取組は、当事者の声を踏まえながら進めていくという県の姿勢を示す表現ですが、ご指摘のとおり「当事者ニーズに配慮した」という表現が適切だと思われます。</p> <p>本文の表現を修正いたします。</p>	①
13	<p>県の責務として「保護者、学校関係者等、県民の責務に配慮します。」と入れられていることに強く賛同いたします。保護者、学校関係者等、そして事業者や地域社会に代表される県民との相互理解のもと、施策を進められますよう祈念いたします。</p>	8. 責務	<p>責務については、高知県子ども条例で規定されている内容を踏まえて、「高知県こども計画」に記載しております。</p> <p>「高知県こども計画」は県が取り組むこども施策に関する内容となっておりますが、県全体で「こどもまんなか社会」の機運を醸成し、県民のご理解を得ながら施策を進めてまいりたいと考えております。</p>	④

	ご意見	項目	担当課からのご回答	対応
14	<p>自治体の責務として、「連携・協働する企業・団体等について、広くその情報収集に努め、適格性を慎重に判断する」としてはいかがでしょうか？</p> <p>世上には多様な民間団体があり、中には必ずしも連携することが適当でない団体があることも想定されます。例えば、当然行われるであろう行政での審査に加え、事前に情報提供を呼び掛けたり、保護者団体や地域団体等の他分野の団体の意見を聞いたりすることなどが考えられます。また、一定期間ごとに関わる団体が交代するように規定することも考えられます。例えば、本計画にも近い若年被害女性支援モデル事業では、参加団体の活動内容について東京都において住民監査が認容され、複数の住民訴訟が提起されて混乱しております。このような状況は何より支援対象者のためにならず、行政の事前の注意深い対応が求められると思います。</p>	8. 責務	<p>連携・協働する企業・団体等について、適格性を慎重に判断することは、「高知県子ども計画」や子ども施策に特化したものではなく、どの部局においても当然に求められる責務です。計画への記載は控えますが、企業・団体等と連携・協働する際は、東京都等の事例を踏まえて、注意深い対応を心がけてまいります。</p>	②
15	<p>子ども・若者の意見の政策反映について、自治体の責務として、「意見を聞く対象が一部の個人、団体、地域、あるいは一部の属性に偏らないように努める」としてはいかがでしょうか？</p> <p>「子ども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」におけるパブリックコメント (https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/98ade0f0-d9dd-43a9-b6c9-7400316f4167/f9cc3424/20240321_policies_iken_ikenhanei-guideline_04.pdf) において、例えば同案第二章 p 14 への意見に対し、子ども家庭庁は「意見を聞く相手が偏ってしまう可能性は排除できない」とし、「多様な子ども・若者から参加してもらえよう、各府省庁や地方自治体で取り組んでいただきたい」と自治体に対する意向を述べています。また、「自治体子ども計画策定のためのガイドライン」におけるパブリックコメント (https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000274643) でも、例えば意見16-21への回答において、子ども家庭庁から同様の意向が改めて示されています。具体的には、意見を聴取した対象が短期間に重複しないように聴取対象者をリスト化して管理する、意見聴取に携わる部署や連携する団体等を固定せずに一定期間での交代を義務化する、といった対応が考えられます。</p>	<p>1. ライフステージを通じた横断的な支援 (1) 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等</p>	<p>子どもや若者の意見を聞く取組は、本県においては子ども・福祉政策部や教育委員会など、日頃から子どもと関わる部局では体制が備わっており、当事者の声を踏まえた施策を進めているところです。なお、その他の部局においては、子ども基本法に定められているとおり、子どもの意見を聞くその必要性について認識し、取組を始めていくという段階にあります。引き続き、子ども家庭庁が作成したガイドライン等の周知を図り、多様な子ども・若者の声を届けていただけるように取り組みます。</p>	③
16	<p>自治体の責務として、「子ども・若者の自由な意見発信が大人に妨げられることが無いよう、連携する民間団体や保護者、地域社会といった関係者とともに、配慮する」としてはいかがでしょうか？</p> <p>子ども・若者の意見を聞くにあたりその発信前に大人が過度に干渉して意見に影響を与えることは慎まねばなりません。しかしながら、意図せずとも、熱心に情報提供をするなどだけでも結果として干渉となることがありますし、更には意図的に干渉して行う場合も想定され、こういった懸念への対処は自治体において適正に行うことが求められます。特に、意見発信において連携する民間団体等はその意見を引き出すこと、更には場合により記録することも委ねられることから、特に厳に干渉が戒められるべきと考えられます。</p> <p>例えば、子ども家庭庁「子ども・若者参画及び意見反映専門委員会」 (https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/473dbbf4-3379-4212-8abc-b3c99cfd753/d173862d/20240906_councils_shingikai_iken_senmon_473dbbf4_08.pdf) では、意見発信をサポートする民間団体の事例 (p24) として「●●の計画だったり、法律だったり、色んなことをレクチャー」「地域をどうしようかというの全部サポート」「何回も何回もやって (略) しっかり準備」と、意見発信をすることも、若者が影響を受けることが不可避であるような取組が述べられており、その意図によらず、子ども・若者が影響を受けることが不可避であるような取組が述べられており、その意図によらず、子ども・若者の本来の意見から変化してしまう懸念が消えません。</p>	<p>1. ライフステージを通じた横断的な支援 (1) 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等</p>	<p>高知県子ども計画の「責務」に関しましては、高知県子ども条例に規定されている責務の対象を基にし、位置付けております。県計画ですので「県」の責務を記載しておりますが、今後は各市町村でそれぞれの地域の特性を踏まえた「自治体子ども計画」の策定が進むものと思われます。自治体の責務に関しまして、それぞれの市町村のご判断で「高知県子ども計画」に位置づけている「責務」も参考にいただき、計画の策定がなされるものと思われます。なお、令和7年度以降、国の子ども施策に関する動向にも注視しつつ、計画内容の審議を行う委員のご意見等も踏まえ、適宜、記載の内容については見直しをしております。</p>	③

	ご意見	項目	担当課からのご回答	対応
17	<p>こども・若者の意見の政策反映について、こども計画において、意見聴取に関し、特定の主義主張に紐付けするような記述をしないよう求めます。</p> <p>例えば他県事例では「差別のない社会を作る一員として意見発信」といった形で記載が見られますが、これでは「差別のない社会を作る」ため以外では意見発信できないなど、特定の主義主張に沿った意見や議題以外が封殺される懸念があります。</p> <p>基の趣旨に添って、こども・若者が自分の関わることに對して真に自由に意見発信ができるように、一切の主義主張や思想と切り離れた記載となるよう、ご配慮を頂きたいと思っております。</p>	<p>1. ライフステージを通した横断的な支援 (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等</p>	<p>計画本文では、こども基本法に定められている「自分に直接関係する全ての事柄に関しての意見を言う機会を得られること」について明記し、フラットにこども・若者が権利の主体であることを伝える内容としております。</p> <p>また、「高知県こども計画」の策定にあたりましては、国の「こどもまんなか実行計画」における各都府の取組内容を基礎資料とし、県の関係部局の取組を洗い出して位置づけしております。事業を所管する関係部局において、それぞれの施策に関する意見聴取を行う際に、特定の個人や団体の要望のみに左右されないよう進めることは当然のことと考えております。</p> <p>今後も、こども・若者の当事者のみなさんからのご意見に真摯に対応しながら県施策を進めてまいります。</p>	②
18	<p>子ども・若者の意見の政策反映について、行政および連携する団体等に関する情報や聴取した意見、質疑等の経緯、そしてその提言に対する行政の対応など、細やかに情報公開に努めることを自治体の責務として記載されてはどうかでしょうか？</p> <p>意見を発したこども・若者のみならず、発しえなかった方に次につながるよう、その政策反映の過程はいつでも誰でも見られることが理想です。また、一般的な参政権に基づく民主主義とは異なる当事者主義での行政運用に繋がる取組であり、なればこそ、参政権を有する大人（若者を含む）から広範に理解と支持をされるように十分に情報公開が成される必要があらうと思っております。</p>	<p>1. ライフステージを通した横断的な支援 (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等</p>	<p>現在、高知県の広聴の取組においてはご本人が県からの回答を不要とされる場合もあるなど、その都度個別に判断をしながら対応しております。今後も、県として高知県情報公開条例に基づき、適切に対応してまいります。</p> <p>なお、高知県子育て支援課では、令和6年11月からこども・若者のみなさんがより気軽に自分たちに関わることに関して県にご意見を伝えられるように、課のホームページに「意見箱」（バナーを掲載しています）を掲載しました。個人情報記載が不要であり、よりご意見を県に伝えやすい仕組みとしております。来年度以降も「意見箱」にお寄せいただいたご意見については、原則としてその内容を公開し、関係部局からの回答も併せて公開していくこととしております。</p> <p>※ご参考：高知県情報公開条例 (情報提供施策の充実) 第19条 県は、公文書の開示のほか、情報提供施策の充実を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。</p>	④
19	<p>KPIとして、『「全ての教育活動において人権教育の視点（人権に関する理解や人権感覚の育成）を確認し、組織的に取り組んでいる」と回答した学校の割合（強肯定の回答をした割合）』を掲げていますが、「全ての教育活動において」を外してはいかがでしょうか？</p> <p>学習指導要領総則では「道徳教育」については全ての教育活動について関連するとしつつ、「人権教育」についてはそう定めていません。道徳教育と人権教育とは共通する部分もある一方で、人権教育では知識等の理解を伴うなど様々な相違点もあることから、全ての教育活動において人権教育の視点を確認することは現下の教育との齟齬を生じるものと思っております。</p> <p>参考）こども家庭審議会基本政策部会、文科省提出資料 https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f5e6ef14-ee22-4362-ae8a-e299773e97b1/69f95643/20241220_councils_shingikai_kihon_seisaku_f5e6ef14_04.pdf</p>	<p>1. ライフステージを通した横断的な支援 (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 1) こども・若者の権利に関する普及啓発</p>	<p>人権教育は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律や同基本計画に基づき、学校教育活動全体を通じ、児童生徒の発達段階や地域の実情を踏まえながら実施しています。</p> <p>また、文部科学省が示す、学校教育における人権教育の手引きである「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」及び補足資料において、人権教育は、学校教育活動全体を通じて推進することの大切さが明記されています。</p> <p>このKPIは、第4期高知県教育振興基本計画の施策（11）自分の大切さとともに他の人の大切さを認める人権教育の推進における指標として掲げております。「全ての教育活動において」を外してはというご意見をいただきましたが、人権教育を大きく捉えていただき、全ての教育活動の基盤としてあることを教職員が意識して、組織的に教育を行うことを測るものですので、現行のKPIとさせていただきます。</p>	④
20	<p>保健教育における「性に関する指導」の取組は、保護者の責務を全うするため、保護者と連携すべく「その取組内容をしっかりと共有すると明記されてはいかがでしょうか？</p> <p>また、保険教育は「いのちの安全教育」に沿って行われると拝察しますが、学校外での取組がある場合にはそれと同じく「いのちの安全教育」に沿って行われることを望みます。</p>	<p>1. ライフステージを通した横断的な支援 (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり 10) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の普及啓発・相談体制の整備等</p>	<p>学習指導要領解説 保健体育編（文部科学省）には、エイズや性感染症、生殖に関わる機能の成熟等の性に関する指導に当たっては、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮すること、と明記されています。また、性に関する指導の手引き（令和4年5月 高知県教育委員会）においても、性に関する指導を効果的に行うためには、家庭・地域との連携を推進して、その意義や重要性を理解する等、保護者や地域の理解を得ることが大切であると明記しています。各学校においては、保護者の理解と協力を得ながら指導が進められています。</p>	③

	ご意見	項目	担当課からのご回答	対応
21	<p>「女性枠」の策定、活用には慎重であることを勧めます。</p> <p>進路選択において特定の属性を優遇する、いわゆるアフターメディアアクションには法の下での平等の観点から問題があります。</p> <p>また、明瞭に特定の属性を優遇することで、却ってその属性への新たな偏見（スティグマ）を発生させることにもなりません。</p>	<p>1. ライフステージを通じた横断的な支援 (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり 11) 理工系分野に進学する女子学生への修学支援の取組</p>	<p>「女子枠」は、大学における学部（学群）の入学者の多様性を確保する観点から、高知工科大学のデータ&イノベーション学群において令和6年度入試から実施されています。選考に当たっては、大学教育を受けるために必要な知識・技能・思考力等を適切に評価して実施されています。</p> <p>理工系分野における女性の比率が向上することは、文理選択における構造的な問題やジェンダーバランスの是正につながり、ひいては誰もが性別に関わらず自身の興味・関心ある分野を追求し、多様な選択をすることができる社会を形成することにつながると考えます。</p>	④
22	<p>「①学校と警察の連携」に「いじめ等の対応」を追記する、または「②いじめ対応における関係機関との連携」に「学校と警察の連携」を追記する、いずれかによって学校と警察がいじめ等の対応について連携して事案にあたることを明記されてはいかがでしょうか？</p> <p>文科省が昨年出した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版」第三章第二節において、重大事態（同ガイドライン第1章に記載の定義では、「いじめにより重大な被害が生じた」疑い又は「いじめにより不登校を余儀なくされている」疑いがある段階）の調査において下記の通り記載があります。</p> <p>「いじめを犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、法第23条第6項に基づいて所轄警察署と連携して対処するものとし、対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。」</p> <p>「令和5年2月7日付け「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」を踏まえ、警察に相談・通報すべきいじめの事例等を参考としつつ、「学校・警察連絡員」が速やかに情報共有を行い、警察と連携して対応しなければならない。」</p> <p>「また、学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、対象児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察（「学校・警察連絡員」等）に相談・通報すること。その際、警察に相談・通報を行った事案については、学校の設置者にも共有すること。」</p> <p>そして、同第二章第一節には、学校における平時からの備えとして、下記の記載があります。</p> <p>「いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行うことが重要である。」</p> <p>参考）いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版（文科省） https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142_00006.htm 参考）同、パブリックコメント結果 https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000278849</p>	<p>1. ライフステージを通じた横断的な支援 (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 9) 関係機関・団体の連携の推進</p>	<p>教育上の配慮等の観点から、教育現場における対応を尊重しつつも、事案の悪質性、重大性及び緊急性、いじめを受けた児童生徒や保護者の意向、学校の対応状況等を踏まえながら、警察として必要な対応をとることとしています（県警少年課）。</p> <p>いじめが犯罪にあたるものに限らず、犯罪行為に及ぶ可能性があるものは、積極的に学校・警察連絡制度を用いて双方が連携して対応できる体制がすでに整っております。</p> <p>また、いじめ問題への対応としての学校と関係機関との連携については、p.69「②いじめ対応における関係機関との連携」に記載しており、ここでお示している関係機関には警察も含まれています。</p>	②